

東京都板橋区立児童館休館日一般開放に関する要綱

(平成元年4月1日児童部長決定)

(平成14年2月20日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立児童館条例（平成8年東京都板橋区条例第43号。以下「条例」という。）に定める児童館（以下「館」という。）の施設を利用して、地域に開放する事業を実施することで、地域の児童の健全育成に寄与するとともに地域住民の利便を図ることを目的とする。

(開放する館)

第2条 この要綱に基づき開放する館は、条例別表に定める館とし、開放する施設は館の管理運営上支障のない範囲とする。

(利用できる者)

第3条 館を利用できる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に規定する児童及びその保護者又は同伴者とする。

(開放日)

第4条 館の開放日は、次のとおりとする。ただし、12月28日から翌年1月4日までを除く。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する日は、館の開放を行わない。

(1) 12月27日（土曜日に当たる場合に限る。）

(2) 1月5日（日曜日に当たる場合に限る。）

(利用時間)

第5条 館の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

(利用の手続き)

第6条 館を利用しようとする者は、備え付けの用紙に、住所、氏名、年齢その他必要な事項を記入のうえ、入館するものとする。

2 就学前の児童が館を利用しようとするときは、当該児童の父母又はこれに代わる成人の者が同伴しなければならない。

(利用の制限)

第7条 館利用にあたって、次の各号の一に該当するときは、区長は、館の利用を中止又は制限をすることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は備品等を棄損するおそれがあると認められるとき。

(3) 営利を目的とするおそれがあるとき。

(4) 館の管理上支障があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が利用を不適當と認めるとき。

(施設の変更等の禁止)

第 8 条 利用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を得たときは、この限りではない。

(原状回復の義務)

第 9 条 利用者は、館の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 10 条 館に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長が止むを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(利用料)

第 11 条 施設の利用に伴う利用料はこれを徴収しない。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱一部改正は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱一部改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱一部改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。